

氏名 (生年月日)	新 谷 幹 雄 (1947年12月27日)
学位の種類	博士 (会計学)
学位記番号	商博甲第66号
学位授与の日付	2015年3月19日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	米国の一般否認規定の法定化とその意義に関する研究
論文審査委員	主査 矢内 一好 副査 上野 清貴・酒井 克彦

### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

#### 1 本論文の問題意識とアプローチの方法

##### (1) 問題意識

近年の税務を取り巻く環境は、年々複雑化している。その背景には、経済のグローバル化が加速するなか、人、物、金が租税負担の低い国に集中し、課税権を巡る攻防が激しさを増している。

租税法は、それを立法する国の主権の発動とするのが原則であるので、本来、他国の租税法と比較する類のものではない。しかしながら、富裕層或いは多国籍企業も税負担の軽い国に移転する等の問題が生じている。その結果、わが国も、税務の分野における国際比較を考慮に入れて、国際的な租税回避にいかに対応していくかが重要視されるようになってきた。

本論文は、日本が国際的な租税回避に対処するために一般的否認規定 (general anti-avoidance rule : 以下「GAAR」という。) 又は個別否認規定を導入する際に、参考となる米国の判例の内容及び一般否認規定を具体的に検討することを内容としている。

その対象として米国が選ばれた理由は、先進国の中で日本と同様に実効税率が高く、財政難に直面しており、わが国以上に古くから個人及び法人による租税回避に対して、長い年月を経て数多くの判例があり、そこから生成された経済的実質の法理 (Economic Substance Doctrine, 以下「ESD」という。) 及びそれに係るペナルティーの賦課を2010年に法定化しているからである。法定化されたESD及びペナルティーの賦課の内容を具体的に検討することは、課税庁のみならず米国に進出している日本法人にとっても非常に意義があるというのが新谷氏の主張である。

##### (2) アプローチの方法とその意義

本論文におけるアプローチは、一連の取引に係る事実関係が最も詳細に記述されている国税不服審判所 (後の租税裁判所) から始まり、控訴審或いは上告審までの判決について、事実関係、その事案の争点、判決理由を検討している。さらに、この探求方法を敷衍して、今般のESDの法定化に至るまでの経緯とその内容を理解するために、米国財務省、両院合同課税委員会の報告書等を研究

した結果、本規定がコモンローから生成された ESD の確認規定ではなく、タックスシェルターに対抗するための「創設規定」であるという解釈に至っている。本論文では、このようなアプローチにより、ESD の法定化の目的、その意義を探求している。

## 2 本論文の構成

本論文の構成は次のとおりである。

序：問題意識と研究アプローチ

第 1 章：米国における租税回避否認の法理の沿革

- 1 租税回避の意義
- 2 米国における租税回避否認の法理の概要と展開
- 3 米国の一般否認規定の法定化に対する見解の相違

第 2 章：文理解釈を重視した判例

- 1 米国における 1920 年代の税収とその経済的背景
- 2 Pinellas Ice 事案
- 3 Cortland Specialty 事案

第 3 章：事業目的の原理を判断基準とした判例

- 1 Gregory 事案
- 2 Chisholm 事案
- 3 Minnesota Tea 事案

第 4 章：取引の実質を優先した判例

- 1 Lazarus 事案
- 2 Gilbert 事案
- 3 英国の租税回避事案への米国判例の影響及び英国の GAAR の導入

第 5 章：経済的実質を重視した判例

- 1 Knetsch 事案
- 2 Keith Owens 事案
- 3 Frank Lyon 事案
- 4 経済的実質の欠如を理由に租税回避が否認された 3 事案

第 6 章：事業目的と経済的実質の 2 要件を判断基準とした判例

- 1 Holladay 事案
- 2 Rice' s Toyota World 事案
- 3 Shriver 事案
- 4 Cottage Saving Association 事案
- 5 Georgia Cedar Corp. 事案
- 6 ACM 事案

## 第7章：経済的実質の法理の判断基準に疑念を抱かせた2つの判例と妥当な判断基準に

戻した判例

- 1 IES 事案
- 2 Compaq 事案
- 3 CM Holding 事案

## 第8章：米国の一般否認規定の創設とその意義

- 1 概要
  - 2 米国タックスシェルターに対する目的限定型否認規定の創設とその背景
- 結論

### 3 各章の概要

本論文は、全体としては、1930年代の文理解釈を重視した判例から始まり、ESDの2要件である事業目的と経済的実質が判例における公理として確立する過程の判例を分析することで進め、経済的実質の法理の判断基準に疑念を抱かせた判例の出現により、2010年に米国のGAARの制定法化に至る過程が分析されている。

第1章は、米国における租税回避否認の法理の沿革として、租税回避の定義、米国における租税回避否認の法理の概要と展開、米国の一般否認規定の法定化に対する見解の相違、についての概要が述べられている。

租税回避の定義は、米国の Avi-Yonah 教授の記述によれば、租税回避とは、租税債務を軽減することを目的とする異常な（しかし、必ずしも違法ではない）行為すべて、と定義することができる。とされ、これらの行為は、確かに租税法の文言には反しないが、明らかに租税法の趣旨に反する行為である。また、合法的な節税とは、租税法の意義にも、また租税法の趣旨にも反しないで、租税負担の軽減を図った租税行為として一般に認められた慣行と定義することができる。この範疇は、「適法な租税計画」といわれることもあるとしているが、新谷氏の意見では、このように租税回避、脱税、節税に対する定義を比較してみると、それぞれ大差のない分類の仕方をしている、として、租税回避には、容認される租税回避（節税及び事業目的と経済的実質）の2要件のうち、いずれかの要件を満たしている取引と、否認される租税回避（租税を軽減する目的のみで、上記2要件である事業目的と経済的実質を満たしていない取引）とに分けられると主張している。

そして、米国における租税回避否認の法理の概要と展開では、①見せかけの取引の法理（sham transaction doctrine）、②事業目的の法理（business purpose doctrine）、③実質優先の法理（substance over form doctrine）、④ステップ取引の法理（step transaction doctrine）、⑤経済的実質の法理（economic substance doctrine）の5つの法理について説明している。

第2章から第7章までは目次にあるような「見出し」を付して判例を分類して、その内容を分析すると共に、ESD制定法化に向けた判例の展開を記述している。

このうち、第3章は、ESDの発展に関連する重要な判例である Gregory 事案について、国税不服

審判所から最高裁までの過程が分析されており、特に、本論文 42 頁にある注 35 では、本判決を取り上げた他の研究者の論文等に問題があるという記述がある。

第 4 章は、英国の判例の動向を米国と比較している。1982 年に英国において出された Ramsay 事案貴族院判決は、文理解釈を離れて取引全体から租税回避を判定するという判断が示され、その後の裁判に大きな影響を与えたのであるが、英国においても、租税回避に対して司法上の判断が揺らいだことから、最終的には GAAR の導入を図ったのである。そして、英国 GAAR と米国の ESD の相違は、米国がペナルティを課すのに対して、英国は課さないという点が最大の相違であると新谷氏は分析している。

そして、第 5 章で検討している Frank Lyon 事案、第 6 章において検討している Rice's Toyota World 事案の判例を通じて、経済的実質原則が形成されるのであるが、その後、第 7 章において分析が行われている Compaq 事案等を通じて、判例法としての法理の適用に問題が生じたため法定化に至るのである。

第 8 章は、米国の一般否認規定の創設とその意義として、法定化された ESD に関する分析解釈が行われている。この章では、ESD 法定化に至るまでの過程として、2000 年頃からの提案された法案の概要とその推移、そして、2010 年 3 月 10 日に成立した 2010 年ヘルスケア及び教育調整法 (Health Care and Education Reconciliation Act of 2010) の第 1409 条経済的実質の法理及びペナルティの賦課の法定化 (Codification of Economic Substance Doctrine and Imposition of Penalties) により、米国財務省は、経済的実質の法理 (Economic Substance Doctrine) とそれに関連するペナルティの賦課の法定化を実現したのである。ESD の解釈については、本論文の独創性の項で述べる。

#### 4 本論文の独創性

新谷氏は、米国が、個別否認規定ではなく、ESD を法定化せざるを得ない理由を 3 つ挙げている。

- ① 法人向けタックスシェルターによる租税回避の激増
- ② 内国歳入法典の個別否認規定の改正による対処の限界
- ③ 司法による判断の不統一性及び不経済性

そして、法人向けタックスシェルター等に立ち向かうには、広義の立法的措置による解決が必要であるというのがその主張である。

そして、これら 2 つの規定を盛り込んだ第 7701 条 (o) に対して、大方の見解は、判例法の中で集積してきた ESD を確認した規定である、と位置づけているが、新谷氏は、同条 (o) (1) にある「経済的実質を有するもの」と同条 (o) (5) (A) の「経済的実質の法理」とは内容が異なる点、及び「かつ (and)」と「又は (or)」との相違点に着目し、上記の見解に疑問を抱いた。このように、内国歳入法典の ESD とコモンローの ESD とは、要件の構成は同じでも、その中身が微妙に異なっている点をこの制定法の解釈としている。

結論として、内国歳入法典が第 7701 条 (o) に新たに定義した「経済的実質」と、コモンローから

発展した「経済的実質の法理」とは、似て非なるものであり、タックスシェルターに対抗するために制定された第 7701 条 (o) は、タックスシェルターを対象とした目的限定型否認規定として、今般制定された「創設規定」であると思料している。内国歳入法典がこのような一段と厳格な要件を要求することになった理由としては、納税義務者が「事業目的」という主観的要件を満たしている、と法廷で主張することに対して、それを反証することの困難さ、不確実さを解消したい、との考えから結合的二分枝テストを選択した、と推考しているのである。

この分析は、これまで研究者間における理解とは異なるもので、新谷氏独自の解釈には、米国の合同委員会等の資料的な裏付けを付している点で、説得力のある内容となっている。

このように、本論文は、綿密な判例の検討と制定法の解釈は、これまででない独創性があるものである。

#### 5 口頭試問

口頭試問において、論文に係る知識、考え方等につき質疑応答を行った結果、新谷氏が十分な能力を備えていることを確認した。

#### 6 本論文の評価

以上の総合的に判断して、新谷幹雄氏の学位申請論文「米国の一般否認規定の法定化とその意義に関する研究」は、本学の博士（会計学）の学位授与に十分に値するものと評価する。